

避難準備情報などの名称変更

災害時は早め早めの避難を

平成28年台風10号による水害により、全国で死者・行方不明者27名という被害が発生しました。

そこで国は、「避難準備情報」の名称では、適切な避難行動がとられず高齢者の被災が相次いだことを受け、高齢者など、避難に時間を要する人たちが避難を開始する段階であるということを明確にするため、「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に名称変更することになりました。

早め早めの避難ができるように

- ・家族や地域で最寄りの避難所の確認をしておきましょう。
- ・平日の昼間など、家族の居場所がバラバラだった際にどうするかはあらかじめ話し合っておきましょう。

図 消防防災課防災企画係 ☎ 575-1197

▼避難準備情報のイメージ

変更前	変更後
避難指示	避難指示 (緊急)
避難勧告	避難勧告
避難準備情報	避難準備・高齢者等避難開始

避難準備・高齢者等避難開始

- ・いつでも避難ができるように準備をしましょう。身の危険を感じる人は避難を開始しましょう。
- ・避難に時間を要する人（高齢者など）は避難を開始しましょう。

避難勧告

- ・避難場所に避難しましょう。
- ・地下空間にいる人は、速やかに安全な場所に避難しましょう。

避難指示 (緊急)

- ・まだ避難していない人は、直ちにその場から避難しましょう。
- ・外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、自宅内より安全な場所に避難しましょう。

電気柵施設の管理徹底

事故防止と効果を上げるために

電気柵が適正に管理されていなかったことにより、感電による死亡事故につながる危険性があります。適正な管理を心がけましょう。

▶適正に電気柵を設置しましょう

飛び地に対して電気柵を敷設する場合、公道や水路などを横断して電線を敷設することはできませんのでご注意ください。

▶危険表示板を設置しましょう

電気柵を敷設する場合には、電源の種類や電圧の大きさに関わらず、周囲の人が容易に確認できる位置や間隔で危険表示板を設置してください。

▶下草刈りを行いましょう

電気線に草や枯れ枝が触れていると放電し、十分な電圧が確保されません。こまめな除草や強風後の見回りで接触物を取り除くことが大切です。

図 農政課農業振興係 ☎ 577-3173

国保学生特例制度の手続きをお忘れなく

毎年、手続きが必要です

国保学生特例制度（以下、マル学）の申請受け付けが4月3日⑩から始まります。

マル学とは、修学のために他市町村に転出した国民健康保険被保険者が、住所を伊達市から移した場合でも、伊達市の国民健康保険被保険者でいられる特例制度です。

昨年度、マル学に該当した人も毎年手続きが必要です。申請が無い場合は、国民健康保険被保険者証が使用できなくなりますので、対象の人は必ずお手続きください。

【受付期間】 4月3日⑩から随時

【対象】 ①～③のすべてを満たす人

- ①伊達市の国民健康保険被保険者である
- ②修学のために転出（伊達市外へ住民票を移すこと）する人
- ③親などから学費・生活費の仕送りを受ける人

【申請方法】 必要書類を持参し、国保年金課（保原本庁舎3階）、市民課（保原本庁舎1階）または各総合支所の市民担当で申請してください。

市政の動きをいち早くキャッチ!

【必要書類】

(1) マル学該当（新規・継続）の場合

平成29年4月1日以降に発行された在学証明書（原本）、来庁する人の写真付きの身分証明書、印鑑を持参してください。

学生証や合格通知書では受付することができませんのでご注意ください。

(2) マル学非該当の場合

学校を退学、伊達市内への転入、社会保険に加入した場合は手続きが必要です。来庁する人の写真付きの身分証明書に加えて、退学の場合には退学証明書、社会保険に加入された場合には社会保険証を持参してください。

※卒業によるマル学該当期間満了の場合、4月初旬に「国民健康保険加入期間証明書」を送付します。手続きの際は、今までお使いの国民健康保険証を回収しますのでご持参ください。

図 国保年金課給付係 ☎ 575-1198

春休み直前！ 政宗ダテニクルシアター

小・中学生を対象に上映。特典あり！

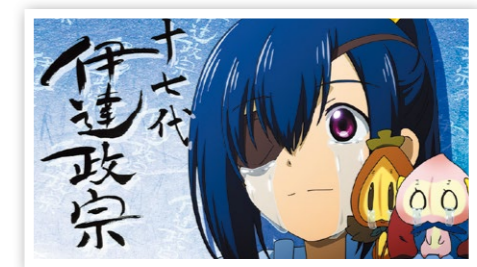
Youtube、ニコニコ動画にて第4話まで配信中のアニメ「政宗ダテニクル」。市内の小・中学生を対象に上映会を行います。第1話から第4話をつなぎ、長編に仕上げた特別版は見ごたえ十分！参加した小・中学生にはもれなくオリジナル缶バッジをプレゼントします。

【日時】 3月19日⑩

第1部：11時開演、第2部：13時開演、

第3部：15時開演

※上映時間は約1時間です



【場所】 伊達市ふるさと会館 MDDホール

【申込方法】 申込不要ですので、当日に直接会場にお越しください。保護者様も一緒にご覧いただけます。

図 商工観光課観光物産係 ☎ 577-3175

ひとり親家庭の自立を支援

教育訓練などの費用を助成します

ひとり親家庭の自立を支援するため、一定の要件を満たす父母を対象に、教育・技能訓練費用などの助成を行っています。

受給要件などの詳細については、こども支援課にお問い合わせください。

◆自立支援教育訓練給付金

[対象訓練講座] 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

[支給額] 受講費用の60% (上限20万円)

※雇用保険法の教育訓練制度に該当する場合や、受講料が1万2,000円を超えない場合は支給されません。

◆高等技能訓練促進費

[対象資格] 看護師(准看護師含む)、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師など(1年以上修学すること。一部、通信制も利用可能)

[支給額] 月額7万500円

※市民税非課税世帯は月額10万円

[期間] 修業する全期間(上限3年間)

◆高等学校卒業認定試験合格支援給付金

[対象] ひとり親家庭の親または子

[対象講座] 高卒認定試験合格のための講座(通信講座を含む)

[支給額]

修了時: 受講費用の20% (上限10万円)

合格時: 受講費用の40% (受講修了時給付金と合わせて上限15万円)

※受講修了日から2年以内に全科目合格した場合に支給

☎ こども支援課子育て支援係 ☎ 577-3128

臨時窓口を開設します

3月26日、4月9日に保原本庁舎で

[日時] 3月26日⑧、4月9日⑧

8時30分～17時

[場所] 市役所保原本庁舎1階

※各総合支所では、臨時窓口を開設しません。

●臨時窓口の取扱業務

- ①住民異動届(転入・転出・転居など)
- ②住民票・戸籍関係・印鑑証明書の交付
- ③印鑑登録申請
- ④国民健康保険の加入・喪失届
- ⑤国民年金加入・喪失届
- ⑥国民健康保険・後期高齢者医療高額療養費申請
- ⑦児童手当の認定申請・消滅届
- ⑧こども医療受給資格登録申請
- ⑨所得証明書・納税証明書・課税証明書などの交付

●**住所を移したら、住民票の届け出を忘れずに**
進学や就職などで引っ越しをした人は、原則、現在住んでいる寮・アパート等が住所地になります。住民票は、選挙人名簿などの各種の登録や行政サービスにつながる大切な情報ですので、忘れずに届け出しましょう。

◇窓口の混雑緩和にご協力を

3月、4月は住民異動が多い時期です。
休み明け(月曜日、祝日の翌日)や昼休みの時間帯(12時～14時)は、窓口が大変混み合います。ご用件をお伺いするまでにお待ちいただく場合がありますので、時間に余裕をもってご来庁ください。

※**毎週木曜日は、市役所保原本庁舎と各総合支所で窓口業務を19時まで延長していますので、ご利用ください。**

●注意事項

- ・マイナンバーカードの交付、広域交付住民票の発行はお取り扱いできません。
- ・他市区町村や関係機関に確認が必要な時などは、お取り扱いできない場合や、再度来庁していただく場合があります。事前にお問い合わせください。
- ・マイナンバーカード、住基カードによる転入は、お取り扱いできません。

☎ 市民課市民窓口係・戸籍係(①～⑧について) ☎ 575-0205
☎ 税務課市民税係(⑨について) ☎ 575-1138

住宅用火災警報器の取り付けを支援

火災から大切な命や財産を守るために

平成23年から、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けされています。火災から大切な命や財産を守るため、一定の世帯を対象として、消防職員が機器取り付けのお手伝いをします。

[対象]

- ① 65歳以上の人のみで構成する世帯
- ② 身体に障がいがあり、取り付けが困難な世帯

※**消防署で機器の販売はしませんので、事前に機器を用意していただく必要があります。**



[支援開始日] 3月1日⑩～

[申込方法] 申込書を消防署に提出してください。申込書は伊達地方消防組合のHPからダウンロードすることもできます。詳しくは最寄りの消防署にお問い合わせください。

☎ 伊達地方消防組合 ☎ 575-4101

軽自動車の手続きはお早めに

名義変更、廃車した時などの手続きを

軽自動車税は、毎年4月1日現在で、軽自動車などを所有または使用している人に課税されます。軽自動車の取得、廃車、譲渡または所有者が住所を変更したときは、早めに手続きを行ってください。

なお、軽自動車税は、月割課税制度がないので、**4月2日以降に名義変更・廃車などをして、1年分の税金が課税されます。**登録事項(車検証などの内容)に変更がある場合は、右記の取扱窓口で手続きをしてください。

☎ 税務課市民税係 ☎ 575-1138

ナンバー・車種	取扱窓口
伊達市ナンバー(※)	原動機付自転車(125CC以下のバイク・ミニカー) 【保原】☎ 575-1138 【伊達】☎ 583-5525 【梁川】☎ 577-7211 【霊山】☎ 586-1111 【月館】☎ 572-2111
福島市ナンバー	軽自動車 軽自動車検査協会福島事務所 福島市吉倉字谷地 18-1 ☎ 050-3816-1837
二輪の軽自動車(125CC超250CC以下のバイク)	福島県軽自動車協会 福島市吉倉字谷地 16-7 ☎ 024-546-2577
二輪の小型自動車(250CCを超えるバイク)	東北運輸局福島運輸支局 福島市吉倉字吉田 54 ☎ 050-5540-2015

※伊達町・梁川町・保原町・霊山町・月館町ナンバーを含む

臨時職員を募集

応募は3月10日⑩まで

議 会事務局で働く臨時職員を募集します。詳しくは議会事務局までお問い合わせください。

[申込方法] 3月10日⑩までに履歴書(顔写真添付)を議会事務局(保原本庁舎3階)に提出。面接日は後日連絡します。

☎ 議会事務局庶務係 ☎ 575-1217

職種	採用人数	必要な技能	勤務条件	勤務先	雇用期間	必要書類
一般事務職員	1人	パソコン操作ができる	週5日、7時間45分勤務 日給7,100円 通勤手当、有給休暇、社会保険あり	市役所保原本庁舎	4月1日～9月30日	履歴書(顔写真添付)

運営審議会の委員を募集

公共下水道事業の運営に意見を反映

伊達市公共下水道事業運営審議会の委員を公募します。

- [期間] 選任された日から2年間
- [報酬] 会議1回7,200円※交通費は支給されません
- [内容] 公共下水道事業の運営や料金などに関する会議へ年2回程度参加し審議する(必要に応じ回数を変更する場合あり)
- [対象] 市内に1年以上居住および住民登録があり、18歳以上の下水道を接続されている受益者

- ただし、次のいずれかに該当する人を除く
- ①委員に選任される日において、本市の他の附属機関などの委員の人
 - ②国や地方公共団体の議員または公務員
- [募集人数] 1人
 - [申込方法] 3月8日⑥(必着)までに申込書を下水道課(梁川分庁舎2階)へ提出してください。申込書は、市ホームページまたは下水道課で配布します。

☎ 下水道課下水道整備係 ☎ 577-3162

農業研修者を募集します

農業を始めたい人を応援します

地域の将来を担う農家の育成と確保を目的とした就農支援を行います。

新規就農をした人と、これから農業に就く人を対象に、農業をビジネスとして成功させるため、農業経営や栽培技術などを習得するための研修の機会を提供します。

- [研修先] 農業生産法人などの仲介による農家
- [研修要件] 半日研修(3時間以上)または一日研修(6時間以上)を月5回以上受けること

- [研修期間] 研修を開始してから3年以内
- [対象] 伊達市に住所がある65歳以下の人で、次の①～③のすべてを満たす人
 - ①就農して5年以内の人または新たに就農する人
 - ②農業に年間150日以上従事すると見込まれる人
 - ③今後5年以上農業に従事すると見込まれる人
- [支給額] 600円/時(上限9万7,000円/月)
- [申込方法] 農政課(梁川分庁舎3階)までご相談ください。

☎ 農政課農業振興係 ☎ 577-3173

2017 ミスピーチを募集

福島の「果物」と「笑顔」を全国にPR

福島県の果物の魅力を全国にPRする「2017 ミスピーチキャンペーンクルー」を募集します。

- [応募資格] ※下記のすべてに該当する人
 - ①18歳以上の人(高校生は除く)
 - ②県内に居住または在勤、在学しており、福島市役所などに通勤できる人
 - ③果物のPR事業などに年間20日以上参加できる人
- ※特に7月～8月の間、PR活動に専念できる人
- [募集人数] 10人以内
- [応募期限] 4月21日⑥(当日消印有効)

- [応募方法] 応募用紙に必要事項を記入して、福島県くだもの消費拡大委員会(福島市役所農業振興室)に持参または郵送、FAXで提出してください。応募用紙はホームページ(<http://www.f-kudamono.com>)からダウンロードできます。希望者には応募用紙の郵送を行います。

- [応募先] 〒960-8601 福島市五老内町3-1
福島市役所農業振興室内「キャンペーンクルー」係
FAX: 533-2725
- [選考会] 4月29日⑤※詳細は応募者に通知

☎ 福島県くだもの消費拡大委員会 ☎ 529-7663